

一般社団法人日本カントリー&ライン・ダンススポーツ連盟

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人日本カントリー&ライン・ダンススポーツ連盟と称し、英文名を JAPAN COUNTRY & LINE DANCESPORT FEDERATION (略称 JCLDSF)と表示する。

(事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都目黒区中目黒一丁目1番71に置く。

2 当法人は、理事会の決議によって、従たる事務所を設置することができる。

(目的)

第3条 この法人は、カントリーダンス及びラインダンスを通じて、ダンスの普及・発展と技術の向上を図るとともに、国民の健康で豊かな生活に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) カントリーダンス及びラインダンスの普及・発展に関する事業
- (2) カントリーダンス及びラインダンスの指導者・審判員等の養成及び認定事業
- (3) カントリーダンス及びラインダンスの国内競技会の開催ならびに海外大会への選手派遣
- (4) カントリーダンス及びラインダンスの海外大会等への選手派遣
- (5) カントリーダンス及びラインダンスの広報事業
- (6) カントリーダンス及びラインダンス普及のための人材派遣・紹介事業
- (7) カントリーダンス及びラインダンス普及のための医科学研究及びサポート
- (8) カントリーダンス及びラインダンス支部・ブロック等の地域組織への支援
- (9) その他当法人の目的を達成するために必要な事業

(公告)

第5条 当法人の公告は、官報に掲載してする。

第2章 社員

(種別)

第6条 当法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

（1）正会員 本人または正会員からの推薦により、正会員の3分の2以上から承認を受けた個人

（2）準会員 この法人の目的及び事業に賛同して入会した個人で正会員以外の個人

（3）賛助会員 本法人の目的に賛同し、賛助するために入会した個人及び団体

（入社）

第7条 社員となるには当法人所定の様式による申込みをし、理事長の承認を得るものとする。

（経費等の負担）

第8条 会員は、当法人の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務を負う。

2 会員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

（退社）

第9条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

（除名）

第10条 会員が次のいずれかに該当するときは、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議をもって、当該会員を除名することができる。

（1）この定款その他の規則に違反したとき

（2）この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

（3）その他除名すべき正当な事由があるとき

（会員資格の喪失）

第11条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

（1）第8条の支払義務を2年以上履行しなかったとき

（2）総社員が同意したとき

（3）当該会員が死亡し、又は解散したとき

（資格の喪失に伴う権利及び義務）

第12条 会員が第9条、10条又は第11条によりその資格を喪失したときは、本法人

に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、資格喪失までの未納会費など未履行の義務は、これを免れることはできない。

2 本法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費及びその他の拠出金は、これを返還しない。

第3章 社員総会

(社員総会)

第13条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後3ヶ月以内に開催し、臨時社員総会は必要に応じて開催する。

(権限)

第14条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(招集)

第15条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 総社員の議決権の10分の1以上の議決権を有する社員は、代表理知に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(決議)

第16条 社員総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2 一般法人法第49条第2項の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(議決権)

第17条 各社員は、各1個の議決権を有する。

(議長)

第18条 社員総会の議長は、当該社員総会において社員の中から選出する。

(議事録)

第19条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、社員総会の日から10年間主たる事務所に備え置く。

第4章 役員

(役員)

第20条 当法人に、次の役員を置く。

理事 3名以上

監事 1名以上

2 理事のうち、1名を理事長とする。

(選任等)

第21条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

2 代表理事は、理事会の決議によって理事の中から選定し、代表理事をもって理事長とする。

3 監事は、当法人又はその子法人の理事若しくは使用人を兼ねることができない。

4 理事のうち、理事のいずれかの1名とその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

5 他の同一の団体（公益法人を除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

(理事の職務権限)

第22条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款の定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行する。

(監事の職務権限)

第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を

作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(任期)

第24条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 役員は、辞任又は任期の満了後において、定員を欠くに至った場合には、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行う権利義務を有する。

(解任)

第25条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(報酬等)

第26条 役員の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、社員総会の決議をもって定める。

(取引の制限)

第27条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

(1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引

(2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引

(3) 当法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

(責任の一部免除又は限定)

第28条 当法人は、理事及び監事の一般法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

第5章 理事会

(構成)

第29条 当法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第30条 理事会は、次の職務を行う。

(1) 当法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 代表理事の選定及び解職

(招集)

第31条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第32条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第33条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

(理事会規則)

第34条 理事会に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会規則による。

第6章 計算

(事業年度)

第35条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第36条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに理事長が作成し、理事会の決議を経て社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第37条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第1号及び第2号の書類については、その内容を報告し、第3号から第5号までの書類については、承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書(正味財産増減計算書)

(5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

2 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(残余財産の帰属等)

第38条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

2 当法人は、剰余金の分配を行わない。

第6章 附則

(最初の事業年度)

第39条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成27年3月末日までとする。

(設立時役員)

第40条 当法人の設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事は、次のとおりとする。

設立時理事	益満	ひろみ
設立時理事	馬場	進一郎
設立時理事	外山	茂

設立時代表理事 益満 ひろみ
設立時監事 益満 アヤ

(設立時の社員の氏名又は名称及び住所)

第41条 当法人の設立時の社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

住所 東京都目黒区青葉台一丁目24番2-605号クレッセント目黒青葉台

氏名 益満 ひろみ

住所 神奈川県横浜市旭区笹野台一丁目29番1-501号

氏名 馬場 進一郎

住所 東京都目黒区青葉台一丁目24番2-605号クレッセント目黒青葉台

氏名 益満 アヤ

(法令の準拠)

第42条 この定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令によるものとする。

以上、一般社団法人日本カントリー&ライン・ダンススポーツ連盟の設立のため、設立社員であり、設立時社員馬場進一郎ほか1名の定款作成代理人である益満ひろみは、電磁的記録である本定款を作成し、これに電子署名する。

平成26年 8月 1日

設立時社員 益満 ひろみ

設立時社員 馬場 進一郎

設立時社員 益満 アヤ

上記設立時社員であり、上記設立時社員馬場進一郎ほか1名の定款作成代理人 益満 ひろみ